

令和 6 年

上砂川町議会会議録

第1回臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和6年第1回臨時会

(1月19日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
新年の挨拶	4
選挙第 1号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	6
議案第 1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	8
議案第 2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)(原案可決)	9
閉会の宣告	12

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨
		1.19
1	石 田 浩 二	○
2	藏 根 高 史	○
3	笹 木 笑 子	○
4	小 澤 一 文	○
5	越 前 等	○
6	伊 藤 充 章	○
7	吉 川 洋	○
8	高 橋 成 和	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 臨
		1.19
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	×
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨
		1.19
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○

令和 6 年

上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 3 0 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

1 月 1 9 日 1 日間

第 3 選挙第 1 号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

第 4 議案第 1 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 2 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。
理事者側につきましては、内野建設環境課長が体調不良のため欠席しております。
定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎新年の挨拶

○議長（高橋成和） ここで、令和6年を迎え初めての議会でございますので、町長からご挨拶をいただきたいと思います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議長のご指示により、令和6年新年初議会に当たり、年頭のご挨拶を申し上げます。

初めに、新年早々の元日と翌2日に発生いたしました震度7を観測した能登半島地震、日航機と海上保安庁の航空機との衝突事故においてお亡くなりになられた皆様に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。現在も非常に厳しい環境の中で現地において復興支援に活動されている皆様に敬意を表しますとともに、被災地の日も早い復興をお祈り申し上げます。なお、被災地への町の支援等でございますが、義援金として50万円を石川県に送付することとし、本日の臨時会補正予算にて計上しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

また、本町においては、1月3日に菅井消防団長が急逝されました。菅井団長は、長年にわたり町民の生命と財産を守るべく消防団員の先頭に立ち、第一線でご活躍をされておりました。これまでのご功績に対し深く敬意と感謝を申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

改めて新年明けましておめでとうございます。令和6年、2024年の新春をご家族おそろいで健やかに迎えることとお喜びを申し上げます。また、議員各位にはこれまで本町が抱える諸課題への対応をはじめ、町政運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みますと、2020年から猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済情勢は徐々にではありますが、回復に向かい、様々なイベントや行事が制限なしで開催され、自粛から活動へと変わり始めた1年でありました。本町においても初めての開催となりますマラニック、制限なしでの仮装盆踊り花火大会、地域おこし協力隊による上砂川マルシェ、町民の皆様による長太巻きなど、多くの町民の皆様のご協力により元気を取り戻し始めております。行政においては、住民コミュニティーの拠点である中央ふれあいセンターの大規模改修事業の実施や海外情勢や円安に起因する急激な諸物価高騰対策として住民生活支援や地域経済を守るための事業者支援にも着手することができたことは、議員各位のご理解によるものと改めて感謝を申し上げるところでございます。

令和6年度政府予算案は、昨年12月22日に一般会計総額112兆1,000億と閣議決定されました。本町の財政状況は、ご承知のとおり、自主財源である町税が少なく、本町の財政運営の根幹をなす地方交付税交付金等ではありますが、令和6年度地方財政対策において出口ベースにおいて1.7%増の18兆7,000億と6年連続で増額となり、一般財源総額は交付団体ベースで0.9%増の52兆7,000億が確保されております。さきに申し上げましたが、町税の伸長が望めない本町にあっては、これらがどう影響されるのか懸念されるところであります。

さて、令和6年度は、本町のこれからの町づくりの基本となる令和7年度からの第8期町づくり総合計画やデジタル田園都市構想戦略の策定年度となっております。昨年12月、国立社会保障・人口問題研究所は2050年の本町の人口想定を895人としております。当然であります。何もしなければ想定どおり、もしくはそれ以下となるでしょう。そうならないためには今何が必要で、何をしなければならぬのかを議員各位と共に一緒に考え、そして一緒に行動しなければならぬと考えております。人口減少、少子高齢化問題は全国的な課題であります。その中でも本町はトップランナーであり、対策をさらに強化する必要があります。国の少子化対策である子ども・子育て支援加速化プランの推進や、さらにはDX、GXの推進と行政システムも大きく変わろうとしているなど、自治体業務は大きな転換期を迎えております。このことを踏まえた上で、新たな事業、施策を推進するに当たっては目先だけではなく、その先に何があるのか、常にその効果を視野に入れた事業展開をしなければならぬと考えております。当然事業推進に当たっては財源が伴います。財政規律を尊重しつつ財政支出を考えていく所存でありますので、皆様方のご理解をお願いいたします。

また、本町は昭和24年の分町以来75周年を迎えます。人口減少にも負けずにサステーナブ

ルな町づくりを進め、次世代にこの上砂川町を引き継いでいけるよう、まずは私の残り2年半の任期を全力で努めてまいり所存でありますので、引き続き議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民並びに議員各位にとりまして平和な一年となりますよう、また皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、令和6年、新年初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。今年一年どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げたいと思いますが、1月1日元旦に石川県能登半島を中心とした地震により甚大な被害が発生し、この災害により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

改めまして明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様方におかれましては、令和6年の輝かしい新春をご家族共々ご健勝でお迎えになられたことを心からお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、猛威を振るう新型コロナウイルスは、5類に移行したものの、新たな変異株が急増し、第10波が懸念され、いまだ終息の気配を見せない状況にあり、インフルエンザの感染も増えてきております。また、物価の高騰や円安により様々な商品が値上げされるなど、住民生活に直接影響を与えておりますが、奥山町長をはじめ職員の皆様方の対応により、感染防止対策や商品券の給付など対策が講じられてきたところでございますが、その対応は長期に及ぶものと懸念されますことから、一刻も早く安心して暮らせる社会が実現することを期待するものでございます。

さて、第19期町議会の任期もあと1年ほどとなりました。この間議員一丸となって議会の役目を果たすべく全力を尽くしてまいりましたが、年頭に当たりその思いを改めて強くしたところであり、議会と理事者が力を合わせ、町民の目線に立って明るく住みよい町づくりを目指していきたいと思う次第でございます。

結びになりますが、議員の皆様、そして理事者の皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、年頭に当たりましてのご挨拶といたします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎選挙第1号

○議長（高橋成和） 日程第3、選挙第1号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について議題といたします。

本件につきましては、令和5年12月1日付で議長宛てに本町の選挙管理委員会委員及び同補充員の全員が令和6年1月19日で任期満了となり、選挙を行うべき理由を生じた旨の通知がございましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員4名、同補充員4名の選挙を執行することになりました。この選挙の取扱いにつきましては、議会運営委員会にて協議した結果、選挙の方法は指名推選により行う旨の結論に達しました。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

本件につきましては、商工団体、自治団体にそれぞれ候補者の推薦をお願いしてきました。その結果、お手元に配付の候補者名簿のとおり各団体からそれぞれ推薦がございましたので、初めに選挙管理委員会委員を指名いたします。

岡克人氏、大日向教生氏、杉上春美氏、大橋隆一氏の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました岡克人、大日向教生、杉上春美、大橋隆一の4氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

柳川拓也氏、田中靖氏、渡邊章子氏、佐々木より子氏の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました柳川拓也、田中靖、渡邊章子、佐々木より子の4氏が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位は、1番、柳川拓也、2番、田中靖、3番、渡邊章子、4番、佐々木より子と決定いたしました。

◎議案第1号

○議長（高橋成和） 日程第4、議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、戸籍法の一部を改正する法律に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、政令に準拠し、本条例の関係規定を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第1号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1の新旧対照表をご参照ください。このたびの改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が昨年12月6日に公布されたことから、本政令に準拠し規定する本町手数料条例の関係条項を改正するものでございます。

内容でございますが、戸籍謄本等の交付事務についての改正でございます。戸籍法の一部改正で戸籍謄本等の広域交付制度が開始され、戸籍届出時の戸籍の添付が原則不要となります。この改正に伴い、従前戸籍が本籍地以外では交付できませんでしたが、戸籍情報連携システムの整理により自らや父母等の戸籍を本籍地以外の市町村の窓口で発行することが可能となります。手数料は、本籍地で発行する場合と同額でございます。

また、本改正に伴い磁気ディスクをもって調製された戸籍あるいは除籍に関わる書面という表記は、戸籍証明書、除籍証明書というふうに改められます。さらに、今後行政機関の手続で紙の戸籍謄本等を添付する代わりに戸籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより戸籍電子証明書の提供を可能とする事務も新たに追加されます。例としては、パスポートの申請時に申請書と戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先に提出することで戸籍証明書の添付が不要になるなどがございます。この識別符号の手数料が新

たに別表に追加され、戸籍電子証明書提供用識別符号が400円、除籍電子証明書提供用識別符号が700円と規定されますが、電子証明提供用識別符号と同じ内容の戸籍を同時に請求する場合は、識別符号の手数料は無料となります。そのほか、戸籍届出書も電子化により情報内容証明書の交付や閲覧も可能となるため、別表に規定する関係条項を改正するもので、施行日は令和6年3月1日でございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定されました。

◎議案第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,870万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税1,479万5,000円の追加で、17億8,079万5,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金1,230万円の追加で、3億313万1,000円となります。

2 項国庫補助金1,230万円の追加で、1億4,612万1,000円となります。

19款繰越金404万5,000円の追加で、1億1,527万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,150万円の追加で、33億2,870万円となります。

2、歳出、2款総務費350万円の追加で、4億4,750万3,000円となります。

1 項総務管理費350万円の追加で、4億549万5,000円となります。

3 款民生費1,530万円の追加で、8億4,098万9,000円となります。

1 項社会福祉費1,530万円の追加で、7億6,900万9,000円となります。

8 款土木費1,270万円の追加で、3億1,783万5,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,000万円の追加で、1億3,440万4,000円となります。

3 項住宅費270万円の追加で、6,933万9,000円となります。

歳出合計が3,150万円の追加で、33億2,870万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正は、国が低所得者世帯支給枠を追加的に拡大したことによる給付金の支給経費と大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費の計上が主なものであります。本年度は初雪が11月11日で、本日午前8時現在の降雪量は550センチとなり、大雪だった昨年に匹敵する降雪量で、また積雪量も1月16日に78センチを記録するなど大雪となり、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費300万円の追加は、各種公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落とし経費の計上であります。

9目諸費50万円の追加は、1月1日に発生した能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県への義援金の計上であります。そのほか、ホームページに掲載しておりますが、町と社協においては被災地を支援するため役場、町民センター、ふらっと、パンケの湯、社協事務局に募金箱を設置し、義援金の協力をお願いしております。

3款1項1目社会福祉総務費300万円の追加は、高齢者、身障、独り親世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービス事業につきましては、今月の大雪

により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため門口150回分、屋根80回分を追加するものであります。

10目低所得世帯価格高騰重点支援給付事業費1,230万円の追加で、1,230万円となります。資料ナンバー2をご参照願います。低所得世帯価格高騰重点支援給付事業の内容であります。目的ですが、国は経済対策として住民税非課税世帯に対し昨年2回給付しておりますが、新たに低所得世帯を住民税均等割のみ課税世帯に拡大して、非課税世帯と同額を給付するとともに、18歳以下の児童を扶養する非課税世帯及び低所得世帯には児童数に応じて加算給付を行うもので、対象は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯が93世帯、子育て世帯が24世帯56人で、基準日は令和5年12月1日において上砂川町に住所を有する世帯、支給額は住民税均等割のみ課税世帯が1世帯当たり10万円、子育て加算が対象児童1人につき5万円で、支給開始日は令和6年2月下旬を予定しております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等6万円の追加、10節需用費10万円の追加は消耗品と案内返信用封筒の印刷製本費の計上、11節役務費4万円の追加は郵便料と振込手数料の計上で、次ページであります。18節負担金、補助及び交付金1,210万円の追加は、低所得世帯価格高騰重点支援給付金の計上であります。

8款2項1目道路維持費1,000万円の追加で、1億3,440万4,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るために必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年ワンシーズン25回程度の早朝除雪が現在20回を超え、平年を大きく上回り、今後の除雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1節報酬で除雪車運転手報酬として100万円、10節需用費で除排雪用重機の燃料費として300万円、12節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として400万円、13節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落としのための高所作業車借り上げ料として200万円追加するものであります。

3項住宅費、3項1目住宅管理費270万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、2階建て住宅の雪庇落とし件数の増加も予想されることから追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税1,479万5,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款2項2目民生費補助金1,230万円の追加は歳出と同額を計上するもので、19款1項1目繰越金440万5,000円の追加は前年度繰越金を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和6年第1回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等